

国立大学法人大分大学における令和2年4月1日付け教育研究組織の改組に伴う関係細則
の整備に関する細則

令和2年2月25日制定
令和2年細則第4号

(国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部に置く室に関する細則の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部に置く室に関する細則(平成29年細則第10号)第3条第4項第2号の規定中「福祉社会科学研究科又は学内共同教育研究施設等から選出された教員 3人」を「学内共同教育研究施設等から選出された教員 2人」とする。

(国立大学法人大分大学旅費細則の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学旅費細則(平成16年細則第27号)別表第1の表中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とし、「福祉社会科学研究科」を「福祉健康科学研究科」とする。

(国立大学法人大分大学情報セキュリティ委員会細則の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学情報セキュリティ委員会細則(平成23年細則第3号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条第1項第4号の規定中「福祉社会科学研究科長」を「福祉健康科学研究科長」とする。
- (2) 第6条第2項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。
- (3) 第6条第3項及び第4項の規定中「第3号から第6号」を「第3号から第5号」とする。
- (4) 第7条第2項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を一号ずつ繰り上げる。
- (5) 第7条第3項の規定中「第3号から第5号まで及び第7号」を「第3号、第4号及び第6号」とする。

附 則

(施行日)

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
(旧研究科が存続する間の経過措置)
- 2 令和2年3月31日において教育学研究科学校教育専攻、医学系研究科医科学専攻及び福祉社会科学研究科福祉社会科学専攻に在学していた者に対する同年4月1日以降における関係細則の適用については従前の例によるものとし、当該細則に係る事務については、教育学部事務部、医学・病院事務部学務課及び学生支援部教育支援課において処理する。